	議案第	§ 9	4号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総	绤	務	課	市民病院において徴収する初診時特定療養費を改定するに当たり、当該条例の一部を
	小心	177		改正しようとするもの。

【趣 旨】 「初診時特定療養費」は、初期の治療は地域の診療所等で行い、高度な専門医療は病院(200 床以上)で行なうという、医療機関の機能分担推進を目的として、厚生労働省により制定された制度であり、他の医療機関からの紹介状なしに初診で受診した場合、初診料等のほかに各病院の定めた金額(初診時特定療養費)を徴収できるというもので、当院でも地域の診療所等との機能分担を推進する観点から、以前より初診時特定療養費を定めている。

こうした状況を踏まえ、地域医療支援病院としての役割を果たし、より一層の機能分担の推進を図るため、初診時特定療養費の見直しを行うものである。

【関係法令】 ・健康保険法第63条第2項第4号

・「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第2条第4号(平18.9.12告示第495)

【内 容】 ●初診時特定療養費の金額変更 【第2条第3項 別表関係】

[現行]1,050円 ⇒ [改正]2,100円

【施行期日】 平成25年4月1日

【その他】

- 1. 当院での設定状況
 - ・平成14年7月1日~

525 円

・平成16年7月1日~

1,050 円

2. 改定額の根拠

地域の診療所等から紹介状を持って当院を受診すると、3 割負担の場合 2,370 円[2,700円(初診料)+2,500円(診療情報提供料)+2,700円(当院初診料)×0.3]の負担となる。

一方で、当院に直接来院した場合は、1,860 円〔2,700 円(当院初診料)×0.3+1,050 円(現行初診時特定療養費〕の負担となり、現在の初診時特定療養費では、直接来院した方が510円負担が少ないという金額設定になっている。

こうした状況を踏まえ、地域医療支援病院の役割と初診時特定療養費の制度趣旨を勘案し、見直しを行うものであり、改定金額については、県内の地域医療支援病院の平均設定額が2,123円であることから2,100円(改定後の直接来院は2,910円の負担)に改定するものである。